

てもクラブを利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成20年5月1日現在で各自治体が把握しているだけでも1万3千人に上っている。

「新待機児童ゼロ作戦」においては、現在「待機児童」として顕在化している需要のみならず、女性の就業率の高まりに応じて、今後必要となる中長期的な需要を勘案した絶対量を計画的に拡大することとされており、各自治体においては、今後、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定を行うに当たって、それぞれの地域におけるニーズを的確に把握し、サービスの提供体制の整備に努められたい。

### ② 放課後児童クラブの国庫補助について

平成21年度予算案においては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を盛り込んだところである。（関連資料2（274頁））

ハード面については、放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費補助（児童厚生施設等整備費）のか所数及び単価の増を図るとともに、改修費（放課後子ども環境整備等事業）についても、か所数の増を図ったところである。

また、ソフト面についても、クラブの新設や分割に対応するため、24,153か所分の事業費を確保したところである。平成21年度予算案におけるソフト事業の補助基準額については、別冊（交付要綱、実施要綱等）資料19の交付要綱案を参照されたい。

さらに、平成20年度第2次補正予算に計上されている「安心子ども基金（仮称）」には、放課後児童クラブの設置促進にかかる経費についても盛り込まれているところであり、こうした補助事業を活用して、未実施小学校区の早急な解消や、希望してもクラブを利用できない児童の解消に努められたい。

### ③ 放課後児童クラブの国庫補助に当たっての留意点

既にご承知のとおり、放課後児童クラブの運営面での質的向上を図るため、

ア 200日以上250日未満開所のクラブ

イ 71人以上の大規模クラブ

については、平成22年度から国庫補助を廃止することとしている。国庫補助の廃止対象となるクラブについては、必要な日数の確保や分割等による適正規模での実施などについて、改善策が講じられつつあることと承知しているが、特に、71人以上の大規模クラブについては、平成20年5月1日現在で未だ2,461か所（全体の14%）